

# 業務委託仕様書②

## 1 委託業務名

第5次あさぎり健康21計画・食育推進計画、第2次自殺対策計画策定支援業務委託

## 2 本業務の目的

本町では、平成17年度に第1次あさぎり健康21計画を策定、平成22年度に第2次あさぎり健康21計画・食育推進計画を一体的に策定した。

今回、令和6年度に第5次健康増進計画・食育推進計画と平成31年度に策定した町自殺対策計画（いのち支える町づくり推進計画）を一体的に策定することを予定している。

健康増進法、食育基本法及び自殺対策基本法に基づき各3計画を一体的に策定するにあたり、その策定の円滑化と計画の実効性を確保するため、現状把握や課題の抽出、保健事業の方向性の検討などを実施し、計画を策定することを目的とする（計画期間は6年）。

なお、計画策定にあたっては、第5次あさぎり町保健福祉総合計画や地域福祉計画も令和6年度に策定することになっており、庁内関係部署との情報共有及び調整を図りながら本業務を遂行するものとする。

## 3 業務期間

委託業務契約を締結した日から令和7年3月31日まで

## 4 委託業務内容

### （1）現状分析及び課題の抽出

町が実施したアンケート結果を含む関連資料を基に現状分析、課題を整理し、重点課題を抽出する

### （2）検証可能な重点施策・数値目標の検討

重点施策・数値目標の検討にあたっては、国・県の施策及び町の関連計画の整合性を図ったうえで、検証可能な評価指標を設定する

### （3）計画骨子案・素案の作成

上記を踏まえて基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し内容の協議を行う。併せて、計画書の編集、校正、修正を行う。

### （4）パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを町が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

### （5）会議等の運営支援

#### ① 打ち合わせ

ア 計画の策定、進行に係る打ち合わせ（適宜実施）

イ 議事録の作成（要約）

※本計画の主担当者が出席すること

② 策定委員会等の会議運営支援（3回程度）

- ア 策定委員会への出席、運営支援
- イ 会議資料原稿データ作成
- ウ 会議録の作成（要旨）

※本計画の主担当者が出席すること

③ その他の作成支援（随時）

- ア 自殺対策計画に関する、庁内各課からの「生きる支援関連施策（棚卸し）」の意見等を体系的に整理・集約するための助言、今後の具体的方策等について検討を行う。

(6) その他提案等

その他、計画策定に必要な業務があれば提案すること。

また、本業務で策定する各計画は、それぞれの健康増進法、食育推進・自殺対策基本法に基づくものであることから、本業務に関する情報及び法律改正や制度改正の情報を取りまとめ、逐次情報提供すること。

(7) 成果品

ア 計画書

A4判/140頁程度/本文1色/電子データ

イ 計画書概要版

A4判/4頁程度/本文4色/電子データ

ウ 上記を含む業務に関するデータ一式を記録した電子媒体（CD-ROM等）

(8) 契約上限額 6,438千円（消費税含む）

## 5 その他

- ・本仕様書についての定めのない事項、疑義が生じた場合、または本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合は、本町受託者間で協議の上定めるものとする。
- ・本業務を遂行するための人員配置については、過去5年以内の同種業務を実績として有するものを管理責任者または主担当者として配置すること。また、同じく令和6年度に策定することになっている、第5次あさぎり町保健福祉総合計画や地域福祉計画の担当者とは、原則、別にすること。
- ・本業務上知り得た行政及び個人の情報に関する秘密を町の許可なく他に利用し、又は第三者に漏洩・複写・閲覧・譲渡等してはならない。
- ・受託者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について事前に打ち合わせを行い、国や県が示す指針に沿って作業を進めること。
- ・受託者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について事前に打ち合わせを行い、国や県が示す指針に沿って作業を進めること。
- ・今後、新たに国や県より計画策定に関する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とすること。

- ・計画等の成果品は、町に帰属し、町の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。
- ・本仕様書に掲載している業務の全部を第三者に委託してはならない。